

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 3 8 号
平成24年3月22日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年5月9日及び5月18日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H23) 苦情事案1：平成23年5月9日付け 請求時不存在だが決定書時点で対象文書があるのに再度開示請求させる 関係ない文書を対象文書に特定し混乱させる (情報提供する文書は連絡書を別添しない) 何かと隠そうとする(H23、4、27付建165号) 千建審の文書番号が隠ぺいされている 情報公開を自分たちの都合のよいようにしている</p> <p>(H23) 苦情事案4：平成23年5月18日付け 行政文書目録がでたらめ 情報隠し H23、3、24付千建審6号がない 建の文書番号で管理するから見落とす</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成23年 5月 9日 苦情の申出書の受付(苦情事案1) 平成23年 5月18日 苦情の申出書の受付(苦情事案4) 平成23年12月 6日 千葉県知事(以下「実施機関」という。)(建築指導課)への書面による調査 (苦情事案1及び苦情事案4) 実施機関(政策法務課)への書面による調査 (苦情事案4) 平成23年12月21日 実施機関(政策法務課)から調査回答書受付 平成23年12月27日 実施機関(建築指導課)から調査回答書受付 平成24年 2月 7日 苦情処理調査部会で審議</p>
------	--

3 処理結果

苦情事案 1

(1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書及び実施機関の書面による説明により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。

ア 行政文書の特定時期について

イ 特定した行政文書に掲載されている内容について

ウ 特定した行政文書に記載されている文書番号について

(2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。

ア 上記(1)アについて

開示請求日は平成23年3月30日であり、開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄の記載から、平成23年4月1日以降に起案処理する文書を請求していたことから不開示決定を行った。

なお、一般的に開示請求権とは、開示請求時点において「実施機関が保有している行政文書」を求める権利である。

イ 上記(1)イについて

開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄の「千葉県建築審査会が平成20年度以降どのくらい審査請求の裁決をしたのかが分かる書類」との記載から「平成20年度審査請求事例」及び「平成21年度審査請求事例」をそれぞれ特定した。なお、裁決を行った案件はそれぞれ0件及び3件であった。

「平成20年度分の審査請求事例集」については、平成20年度に裁決を行った案件が0件であることを示す文書である旨苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）に説明した。

ウ 上記(1)ウについて

千葉県建築審査会（以下「審査会」という。）に関する決裁文書は、事務局である建築指導課において、千葉県行政文書管理規則（平成13年千葉県規則第30号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定により、総合文書管理システム（以下「システム」という。）に登録しており、その文書番号は、「建第〇号」となっている。

また、上記決裁文書のうち、審査会長から施行する文書等については、審査会を示す記号「千建審」及び番号を付して表示することから、起案用紙の文書記号欄に「建第〇号」と併せて「千建審第〇号」と記載しているが、審査会の文書番号について、システムに登録しなければならない規則の規定はないことから、千建審の文書番号は別途台帳で管理している。

なお、審査会の文書番号については、別途台帳で管理している旨、申出人に対して説明しており、申出人が主張する「千建審の文書番号が隠ぺいされている」事実はない。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 上記(1)アについて

対象文書の特定については、情報公開審査会の調査権限についての苦情であり、当推進会議が担任する苦情として適切ではないが、実施機関も説明するとおり、一般的に開示請求の対象となる行政文書とは開示請求時点において「実施機関が保有しているもの」であるとされているところである。

イ 上記(1)イについて

「平成20年度分の審査請求事例集」に掲載されている平成20年度の審査請求の件数が0件であったため、申出人は「混乱させる」としているが、

実施機関はその旨説明しており、不適切な事務処理とは認められない。

ウ 上記(1)ウについて

実施機関は、審査会の文書番号について、別途台帳で管理している旨、申出人に対して説明しており、申出人が主張する「千建審の文書番号が隠ぺいされている」事実は認められない。

苦情事案4

(1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書及び実施機関の書面による説明により、千葉県ホームページに掲載されている行政文書目録の掲載時期及びその内容に対する苦情であると認められる。

(2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。

ア 規則第11条第2項には、システムに登録された行政文書の件名、保存期間の種別及び文書分類番号等について、出力装置の映像面に表示したものを一般の閲覧に供するものと規定されている。

また、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第30条の規定により当該情報については開示請求しようとするものの利便を図るため、千葉県ホームページに掲載しているところである。

イ 千葉県ホームページに掲載されている行政文書目録(以下「目録」という。)は、年3回(12月頃、3月頃、8月頃)更新されており、3月頃にシステムに登録される行政文書について、千葉県ホームページに行政文書目録として掲載されるのは、同年8月頃である。

ウ なお、上記イについては申出人に説明しており、申出人の「情報隠し」との主張は認められない。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 申出人は、「行政文書目録がでたらめ」と主張しているが、行政文書の作成時期と目録の更新時期が異なることについて、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

イ また、実施機関は、目録の更新時期等について申出人に説明したとのことであり、その事務処理に不適切な点はない。

ウ 当職が目録について確認したところ、実施機関の所属名、文書分類番号、編冊年度、保存期間、簿冊名、文書記号番号、完結日及び件名が記載されていること、また、文書記号番号欄には、千葉県行政文書規程(昭和61年4月1日訓令第13号)第21条に規定する所属ごとの文書記号が付された番号が記載されていることが認められる。

エ 審査会の文書番号については、申出人の主張するとおり、目録に掲載されていないが、苦情事案1(2)ウの実施機関の説明に不合理な点はなく、別途台帳で管理する旨の説明についても、その事務処理に不適切な点は認められない。

調査委員

菅野泰、高橋秀典

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 3 4 号
平成24年3月22日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年5月9日及び6月1日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H23) 苦情事案2：平成23年5月9日付け H23、3、31受付7番の決定方法 日付と伝票番号毎に特定を求めても特定しない 不法行為の隠ぺいのためにはあいかわらず文書の特定をきちんとしない</p> <p>(H23) 苦情事案6：平成23年6月1日付け 窓口職員が県職員に都合の悪いことを隠ぺいしようとする 〇〇さんが何かと隠ぺいする。窓口担当者を変えてほしい 1、発行日と伝票番号毎と開示請求しても支出伝票〇件と回答させる 2、対象年度を指定しないのに、故意に指定させようとする</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成23年 5月 9日 苦情の申出書の受付(苦情事案2) 平成23年 6月 1日 苦情の申出書の受付(苦情事案6) 平成23年11月29日 実施機関(政策法務課)への書面による調査(苦情事案6) 平成23年12月28日 実施機関(政策法務課)から調査回答書の受付 平成24年 3月13日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 本事案は、苦情を申し出た者(以下「申出人」という。)が行った開示請求に対する実施機関(知事、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、企業庁長、病院局長及び水道局長)の決定通知書における行政文書の件名の記載方法及び窓口担当者の対応に関する苦情であると認められる。</p> <p>(2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。</p> <p>ア 本事案に係る平成23年3月30日付けで行われた受付7番の行政文書開示請求(以下「本件請求」という。)については、申出人の通常からの要望により、実施機関が決定した決定通知書と開示する行政文書の写しを、政策法務課情報公開・個人情報センター(以下「総合窓口」という。)で取りまとめ、申出人に対して開示を行ったものである。</p> <p>イ 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱(平成13</p>
------	--

年3月7日制定。以下「事務取扱要綱」という。)第2の3(1)では、総合窓口で行う事務について、行政文書の開示請求・開示の実施に係る相談及び案内に関する事、開示請求に係る行政文書を保有する担当課(所)等との連絡調整に関する事、開示請求書の受付に関する事、開示請求等に係る担当課(所)との協議に関する事等とされ、開示請求に係る行政文書の開示決定等に関する事については、事務取扱要綱第2の4の規定で、担当課(所)で行う事務とされている。

申出人に対しては、総合窓口担当者として上記アのとおり対応したものであり、本件請求に係る行政文書の開示決定等については、担当課(所)で行っているものである。

ウ 申出人が行った平成23年5月24日付けの別途の行政文書開示請求について、政策法務課が当該請求に係る担当課(所)であり、請求内容に関しての確認を行うため、確認事項を記載した申出人あて同年5月25日付けの書面を翌26日に郵送した。当該書面は、開示請求に係る行政文書の対象年度の特定があるものか及び請求内容中の表現について確認するものであったが、申出人が同年6月1日に総合窓口に来庁した際、「故意に指定させようとする」旨の苦情の申出を行ったものである。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会(以下「部会」という。)は、検討の結果、次のとおり判断する。

苦情事案2

ア 本件請求に係る実施機関の決定の状況を確認したところ、400余の所属が決定を行い、うち支出負担行為支出伝票(企業庁長及び病院局長においては支出回議書。以下「伝票」という。)を対象文書として決定を行っているのは100余の所属(知事、教育委員会、人事委員会、企業庁、病院局及び水道局)であった。

申出人は、本件請求に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名は又は内容欄に「日付と伝票番号毎に特定のこと」と記載しているが、伝票を対象文書とした部分開示決定通知書を見分したところ、当該決定通知書への行政文書の件名の記載については、一部の所属においては起票年月日を記載するなど伝票が区分されるような記載であったが、多くは「支出負担行為支出伝票及び添付書類(○件)」という記載であった。

イ 本事案については、申出人が行った平成22年度の苦情事案10(平成22年8月24日付け申出)と類似する苦情であると認められるところ、当該苦情の処理結果通知書(平成23年1月19日付け情公推第43号)において、当部会は、件数だけの記載では特定が不十分である旨の申出人の主張は認められないとしながらも、実施機関においては過大な負担とならない程度において、開示請求の対象となる行政文書の性質等に応じ、決定通知書への分かりやすい記載の仕方の検討等を求めるものとしたところである。

ウ 本件請求に係る実施機関の決定の状況をみると、伝票を対象文書とした決定については、各所属における伝票の数量は膨大なものではなく、実施機関の過大な負担となるものではないものと見受けられ、例えば、一部の所属が行っているように起票年月日を記載するなど、伝票が区分されるような記載の対応が可能であったと考えられる。

上記イのとおり、本事案と類似する平成22年度の苦情について、当部会は情報公開の推進という観点から、実施機関に決定通知書への分かりやすい記載の仕方の検討等を求めたものであるが、多くの

	<p>所属において改善に努力した形跡が見受けられないことから、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>苦情事案6</p> <p>本件請求に係る行政文書の開示決定等は、担当課（所）が行っているものであり、総合窓口担当者は、総合窓口の業務として申出人に対応しているものである。</p> <p>また、申出人は「故意に指定させようとする」旨主張しているが、申出人が行った別途の開示請求について、総合窓口担当者が当該請求に係る担当課（所）として、請求内容の確認のために行ったものであることが認められる。</p> <p>したがって、申出人の主張する事実は見受けられず、総合窓口担当者の対応に不適正な点は認められない。</p>
調査委員	菅野 泰、高橋 秀典

情公推第33号

平成24年3月22日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開推進会議

会長 松村 雅生

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成23年11月29日付け情公推第8号で通知した苦情調査について、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開条例第27条の2第4項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第8条第3項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

苦情調査結果

1 苦情の内容

(H23) 苦情事案2：平成23年5月9日付け
H23、3、31受付7番の決定方法
日付と伝票番号毎に特定を求めても特定しない
不法行為の隠ぺいのためにはあいかわらず文書の特定をきちんとしない

2 調査結果の概要

- (1) 本事案は、苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）が行った開示請求に対する実施機関（知事、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、企業庁長、病院局長及び水道局長）の部分開示決定通知書への記載方法に関する苦情であると認められる。
- (2) 本件請求に係る実施機関の決定の状況を確認したところ、400余の所属が決定を行い、うち支出負担行為支出伝票（企業庁長及び病院局長においては支出回議書。以下「伝票」という。）を対象文書として決定を行っているのは100余の所属（知事、教育委員会、人事委員会、企業庁、病院局及び水道局）であった。
申出人は、本件請求に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名は又は内容欄に「日付と伝票番号毎に特定のこと」と記載しているが、伝票を対象文書とした部分開示決定通知書を見分したところ、当該決定通知書への行政文書の件名の記載については、一部の所属においては起票年月日を記載するなど伝票が区分されるような記載であったが、多くは「支出負担行為支出伝票及び添付書類（〇件）」という記載であった。
- (3) 本事案については、申出人が行った平成22年度の苦情事案10（平成22年8月24日付け申出）と類似する苦情であると認められるところ、当該苦情の処理結果通知書（平成23年1月19日付け情公推第43号）において、当部会は、件数だけの記載では特定が不十分である旨の申出人の主張は認められないとしながらも、実施機関においては過大な負担とならない程度において、開示請求の対象となる行政文書の性質等に応じ、決定通知書への分かりやすい記載の仕方の検討等を求めるものとしたところである。
- (4) 本件請求に係る実施機関の決定の状況をみると、伝票を対象文書とした決定については、各所属における伝票の数量は膨大なものではないことが見受けられ、例えば、一部の所属が行っているように起票年月日を記載するなど、伝票が区分されるような記載の対応が可能であったと考えられる。

上記(3)のとおり、本事案と類似する平成22年度の苦情について、当部会は情報公開の推進という観点から、実施機関に決定通知書への分かりやすい記載の仕方の検討等を求めたものであるが、多くの所属において改善に努力した形跡が見受けられず、実施機関の事務処理に改善の余地を認めざるを得ないと考える。

3 千葉県情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

実施機関においては、開示請求の対象となる行政文書の性質等に応じ、過大な負担とならない程度において、決定通知書への分かりやすい記載について改善を望むものである。

よって、実施機関（政策法務課）においては、情報公開制度の一層の充実を図るため、情報公開条例を所管する部署として、研修等を通じ各所属において適正な事務処理が行われるよう周知に努められたい。

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 3 号
平成24年5月23日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年5月9日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H23) 苦情事案3：平成23年5月9日付け 説明を求めてもまたせるだけで説明しない 条例のただし書の説明を求めても教えない でたためな開示決定を改めようとする</p> <p>2 調査の概要 平成23年 5月 9日 苦情の申出書の受付 平成23年11月15日 実施機関（政策法務課及び建築指導課）への 書面による調査 平成23年12月 1日 実施機関（同課）から調査回答書の受付 平成23年12月 2日 実施機関（政策法務課）から調査回答書の受 付 平成24年 5月 8日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理の結果 (1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書及び実施機関の書面による説明により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。 ア 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第17条の規定による開示の実施において、弁護士の勤務先を不開示としたことについて、行政文書部分開示決定（平成23年4月27日付け建第165号）をした担当課（所）である県土整備部都市整備局建築指導課（以下「建築指導課」という。）ではなく、同条例を所管する総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）から一般的な判断について説明を受けたかったこと。 イ 当該決定により不開示とした情報のうち弁護士の勤務先及び電話番号に係る部分を改めないこと。 (2) 千葉県知事（以下「実施機関」という。）の説明は次のとおりである。 ア 上記(1)アについて 当該決定について、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第3-3(7)アにより、建築指導課から政策法務課が協議を受けているが、政策法務課は開示決定等について助言しているに過ぎず、当該決定の判断について説明する立場</p>
------	---

	<p>にはない。</p> <p>当該決定の内容及び当該勤務先の取扱いについて政策法務課において確認及び検討したこと、開示、不開示の決定は事案ごとに判断を要するものであり一般的な判断は困難であること、及び苦情の申出があった時点で明確な回答ができないことから、対応をためらっている間に、苦情の申出があったものである。</p> <p>当該決定の判断については、建築指導課が苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）に説明しているが、政策法務課から説明を受けなかった以上、説明しなかった政策法務課の対応は不適切であった。</p> <p>イ 上記(1)イについて</p> <p>当該決定により不開示とした情報のうち弁護士の勤務先及び電話番号に係る部分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第3項を適用し、取り消した。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 上記(1)アについて</p> <p>弁護士の勤務先の開示、不開示について一般的な判断に係る事務を分掌されたのは政策法務課である。そして、政策法務課からその分掌された事務について説明を受けたかったのであるから、特段の事情がない限り応じるべきであり、説明しなかった政策法務課の事務は不適正であった。</p> <p>当部会が事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関は申出人に平成24年5月7日付け政法第363号で送付した、平成23年5月9日付け及び6月1日付け苦情の申出書についてで、開示、不開示の決定は事案ごとに判断を要するものであり一般的な判断は困難であることを説明した。しかし、苦情の申出があった場合、実施機関は申出に係る苦情の原因となる事実を把握し、速やかに申出人に説明するなどして、苦情を解決していく措置をとることが求められている。この点において、実施機関の事務は対応が遅く不適正であった。</p> <p>したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>イ 上記(1)イについて</p> <p>弁護士の勤務先及び電話番号に係る行政文書部分開示決定を改めるか否かは、同条例第27条の3第3項第2号の規定により、開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情である。したがって、苦情処理の対象ではなく、これを申し出ることはできない。しかし、附言すれば、上記(2)イのとおり、当該決定は弁護士の勤務先及び電話番号に係る部分は取り消され、申出人の主張のとおり改められている。</p>
調査委員	菅野 泰、桑波田 和子

情 公 推 第 4 号
平成24年5月23日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成23年11月15日付け情公推第4号-1で通知し、同日付けに実施した苦情調査において、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（平成17年8月18日制定）第8条第3項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

1 苦情の内容

(H23) 苦情事案3：平成23年5月9日付け
説明を求めてもまたせるだけで説明しない
条例のただし書の説明を求めても教えない
でたらめな開示決定を改めようとする

2 処理の結果

(1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書及び実施機関の書面による説明により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。

ア 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第17条の規定による開示の実施において、弁護士の勤務先を不開示としたことについて、行政文書部分開示決定（平成23年4月27日付け建第165号）をした担当課（所）である県土整備部都市整備局建築指導課（以下「建築指導課」という。）ではなく、同条例を所管する総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）から一般的な判断について説明を受けたかったこと。

イ 当該決定により不開示とした情報のうち弁護士の勤務先及び電話番号に係る部分を改めないこと。

(2) 千葉県知事（以下「実施機関」という。）の説明は次のとおりである。

ア 上記(1)アについて

当該決定について、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第3-3(7)アにより、建築指導課から政策法務課が協議を受けているが、政策法務課は開示決定等について助言しているに過ぎず、当該決定の判断について説明する立場にはない。

当該決定の内容及び当該勤務先の取扱いについて政策法務課において確認及び検討したこと、開示、不開示の決定は事案ごとに判断を要するものであり一般的な判断は困難であること、及び苦情の申出があった時点で明確な回答ができないことから、対応をためらっている間に、苦情の申出があったものである。

当該決定の判断については、建築指導課が苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）に説明しているが、政策法務課から説明を受けたかった以上、説明しなかった政策法務課の対応は不適切であった。

イ 上記(1)イについて

当該決定により不開示とした情報のうち弁護士の勤務先及び電話番号に係る部分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第3項を適用し、取り消した。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり

判断する。

ア 上記(1)アについて

弁護士の勤務先の開示、不開示について一般的な判断に係る事務を分掌されたのは政策法務課である。そして、政策法務課からその分掌された事務について説明を受けたかったのであるから、特段の事情がない限り応じるべきであり、説明しなかった政策法務課の事務は不適正であった。

当部会が事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関は申出人に平成24年5月7日付け政法第363号で送付した、平成23年5月9日付け及び6月1日付け苦情の申出書についてで、開示、不開示の決定は事案ごとに判断を要するものであり一般的な判断は困難であることを説明した。しかし、苦情の申出があった場合、実施機関は申出に係る苦情の原因となる事実を把握し、速やかに申出人に説明するなどして、苦情を解決していく措置をとることが求められている。この点において、実施機関の事務は対応が遅く不適正であった。

イ 上記(1)イについて

弁護士の勤務先及び電話番号に係る行政文書部分開示決定を改めるか否かは、同条例第2.7条の3第3項第2号の規定により、開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情である。したがって、苦情処理の対象ではなく、これを申し出ることにはできない。しかし、附言すれば、上記(2)イのとおり、当該決定は弁護士の勤務先及び電話番号に係る部分は取り消され、申出人の主張のとおり改められている。

3 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見

実施機関は、このような事態が再発しないように、窓口を訪れたものと意思の疎通を十分図るなど、窓口における対応のあり方について職員を指導、研修するとともに、苦情があった場合には、速やかに苦情を解決するための措置をとるべきである。

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 3 9 号
平成24年3月22日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年5月18日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H23) 苦情事案5 : 平成23年5月18日付け 安土235号 (H23、5、12) の文書の件名の記載方法 特定した件名を記載せず内容で記載 きちんと特定されたか不明</p> <p>2 調査の概要 平成23年5月18日 苦情の申出書の受付 平成23年12月6日 実施機関への書面による調査 平成24年1月4日 実施機関から調査回答書の受付 平成24年2月7日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 本事案は、平成23年5月12日付け安土第235号で行った行政文書部分開示決定 (以下「本件決定」という。) に係る通知書の「行政文書の件名」欄に記載されている行政文書の表示方法に対する苦情である。 (2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。 ア 平成23年4月13日付け行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「H23. 4. 6付安土25号の決裁書類」というものである。 イ 当該行政文書の開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄には、特定の行政文書の件名が記載されていると判断した上で、苦情を申し出た者 (以下「苦情申出人」という。) が記載した行政文書の件名を尊重することとし、当該件名を行政文書部分開示決定通知書の「行政文書の件名」欄に記載している。 ウ 特定した行政文書を文書記号、文書番号、施行日とともに決裁書類として表示したものであり、実施機関が特定した行政文書が不明確となる表示ではなく、苦情申出人が開示を求めた行政文書を明確に表示している。 (3) 千葉県情報公開推進会議の苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。 ア 行政文書部分開示決定通知書の記載について</p>
------	--

	<p>(7) 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年千葉県規則第11号）第3条第2項の規定により、行政文書の一部を開示するときは、開示請求者に対し通知する書面を別記第3号様式（以下「行政文書部分開示決定通知書」という。）とするとされている。</p> <p>行政文書部分開示決定通知書では、「行政文書の件名」欄に開示請求に係る行政文書を表示することとしている。</p> <p>(4) 行政文書部分開示決定通知書の「行政文書の件名」欄に行政文書を表示する方法について、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第3-3（9）イ（ア）では、「特定された行政文書の件名を正確に記載する。なお、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に記載されたものをそのまま記載するものではないことに留意する。」とされている。</p> <p>イ 行政文書の件名について</p> <p>(7) 行政文書部分開示決定通知書の「行政文書の件名」欄には、開示請求に係る行政文書と他の行政文書の区別ができる内容を表示することにより、開示請求に係る行政文書が他の行政文書と混同することなく、特定した行政文書の範囲を明確に表示することが適切である。</p> <p>(4) 本事案における開示請求に係る行政文書は、決裁を終わった起案文書（以下「決裁文書」という。）であることから、実施機関は、決裁文書の件名を併せて表示することが、より適切であった。</p> <p>しかしながら、実施機関が行った行政文書の表示方法は、開示請求に係る行政文書が他の行政文書と混同することはなく、特定した行政文書の範囲を明確に表示していると認められる。</p> <p>(7) よって、実施機関の事務処理は不適正とまでは言えない。</p>
調査委員	菅野 泰、高橋 秀典

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 4 号
平成24年2月24日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年6月1日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H23) 苦情事案7：平成23年6月1日付け H23、5、18付安土294開示決定等の期限の特例適用通知書 存在しない文書で期間延長 仮預かり仮審査願書という文書は存在しないのに存在することにして2ヶ月も期間延長</p> <p>2 調査の概要 平成23年 6月 1日 苦情の申出書の受付 平成23年11月15日 実施機関（安房土木事務所）への書面による調査 平成23年12月 2日 実施機関（同所）から調査回答書の受付 平成24年 2月 7日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理の結果 (1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書により、開示決定等の期限の特例適用通知書（平成23年5月18日付け安土第294号）の別紙に仮預かり仮審査願書と記載されており、このような文書は存在しないのに存在することを理由として、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第14条の規定により、開示決定等の期限を延長したことに対する苦情であると認められる。 (2) 千葉県知事（以下「実施機関」という。）の説明は次のとおりである。 ア 同条例第14条の規定により、開示決定等の期限を延長した理由は、開示請求に係る行政文書が行政文書の件名で数えると約1,000件と著しく大量であり、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるためである。 イ また、当該別紙の仮預かり仮審査願書という記載は、仮預かり審査願書を誤って記載したものであり、「開示決定等の期限の特例適用通知書」の一部訂正について（通知）（平成23年6月14日付け安土第472号）で誤りを訂正する旨の通知をしたところである。 (3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p>
------	--

	<p>仮預かり仮審査願書という記載は、仮預かり審査願書を誤って記載したものであり、開示請求に係る行政文書が著しく大量であったため、開示決定等の期限を延長したとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、実施機関の事務は適正であった。</p>
調査委員	菅野 泰、桑波田 和子

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 5 号
平成24年5月23日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年6月1日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H23) 苦情事案8：平成23年6月1日付け 県情報公開条例が適法か否かの審査部署を教えてくれない 不都合なことは知らないことにする。</p> <p>2 調査の概要 平成23年 6月 1日 苦情の申出書の受付 平成23年11月15日 実施機関（政策法務課）への書面による調査 平成23年12月 2日 実施機関（同課）から調査回答書の受付 平成24年 5月 8日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理の結果 (1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書により、千葉県行政組織 規程（昭和32年千葉県規則第68号）第11条政策法務課の部第6号 に規定する法規審査に関することを分掌する室及び班を教示されな かったことに対する苦情であると認められる。 (2) 千葉県知事（以下「実施機関」という。）の説明は次のとおりで ある。 ア 苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）の主張は次のとおり である。船橋東警察署に係る行政不服審査法（昭和37年法律第 160号。以下「法」という。）に基づく審査請求の事案に関連し て、処分をした行政庁が同法第22条に規定する弁明書（以下「弁 明書」という。）を審査庁に提出していない場合、審査庁は当該事案の 審理ができず、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65 号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定により、千葉県情 報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができな いはずである。条例は諮問に際して、弁明書の提出があることを要件と しておらず、条例の規定に瑕疵がある。そこで、申出人は、条例と法 の関係がわかる者との面談を求めた。 イ それに対して、実施機関の判断は次のとおりである。審査会は、条 例第23条第4項及び千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に 関する要領（昭和63年11月7日制定）第6条の規定により、諮問 実施機関に対して、開示決定等の理由を説明する書面の提出を求めて いる。これは、審査会が適切な判断をすることができるように与えら れた必要な調査を行うための権限であり、義務ではない。したがっ て、条例の規定に瑕疵があるとはいえない。</p>
------	---

	<p>実施機関は、申出人が条例に瑕疵があり、違法な条例と法の関係がわかる者との面談を求めたと考え、結果として、面談に至らなかった。</p> <p>申出人は弁明書の提出を求めなければならない旨と誤解し、条例を違法なものと考えたとと思われるため、現時点では、弁明書の提出について説明を行うべきであったと考える。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア この苦情に至る経緯については、最終的には、実施機関が説明するとおり、条例と法の関係がわかる者との面談を求めたと考えられる。これを、全体としてみると、弁明書の提出についての法の解釈及び弁明書の提出を諮問に際しての要件としていないことに係る説明を求めたと考えられる。</p> <p>実施機関は、最終的に申出人が求めていた事項にとらわれることなく、全体として求めていたものに対して応えるべきだったと考えられる。</p> <p>イ 法の解釈については、総務部政策法務課政策法務室訟務班（以下「訟務班」という。）が担当し、当部会が事務局をしてこの苦情の担当課（所）である同課情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）に確認させたところ、この苦情があった時点において、センターは訟務班に連絡をしていないとのことであった。連絡をしていれば、訟務班から助言を受けるなど、申出人に対する対応が変わっていた可能性があると考えられる。</p> <p>ウ 実施機関は、上記(2)イのとおり条例に瑕疵がないと説明する。そうであれば、特段の事情がない限り、実施機関はこの説明を申出人に対してすべきと考えられるが、実施機関から特段の事情があるとの説明はなかった。</p> <p>エ 申出人は条例に瑕疵があり、違法な条例と法の関係がわかる者との面談を求め、結果として、これに至らなかったと実施機関は説明する。</p> <p>条例に瑕疵がなく、適法であることの説明、申出人が主張する内容を申出人に確認するなどの意思の疎通をした上で、このような説明をするのであれば、是認する場合もあると考えられるが、瑕疵がある、違法であるとの主張に対して説明もせず、意思の疎通を図らないならば、是認することはできない。</p> <p>オ 当部会が事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関は申出人に平成24年5月7日付け政法第363号で送付した、平成23年5月9日付け及び6月1日付け苦情の申出書についてで、弁明書の提出についての法の解釈及び弁明書の提出を諮問に際しての要件としていないことに係る説明をした。しかし、苦情の申出があった場合、実施機関は申出に係る苦情の原因となる事実を把握し、速やかに申出人に説明するなどして、苦情を解決していく措置をとることが求められている。この点において、実施機関の事務は対応が遅かったと考えられる。</p> <p>カ 以上のことについて、実施機関の事務は不適正であったが、苦情を調査した時点において、弁明書の提出について説明を行うべきであったと考え、上記オのとおり申出人に説明をしたことは評価できる。したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>
調査委員	菅野 泰、桑波田 和子

情 公 推 第 6 号

平成24年5月23日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県情報公開推進会議

会長 松 村 雅 生

千葉県知事の情報公開に係る事務について (通知)

このことについて、平成23年11月15日付け情公推第6号で通知し、同日付けに実施した苦情調査において、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領(平成17年8月18日制定)第8条第3項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

1 苦情の内容

(H23) 苦情事案8：平成23年6月1日付け
県情報公開条例が適法か否かの審査部署を教えてください
不都合なことは知らないことにする。

2 処理の結果

(1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書により、千葉県行政組織規程（昭和32年千葉県規則第68号）第11条政策法務課の部第6号に規定する法規審査に関することを分掌する室及び班を教示されなかったことに対する苦情であると認められる。

(2) 千葉県知事（以下「実施機関」という。）の説明は次のとおりである。

ア 苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）の主張は次のとおりである。船橋東警察署に係る行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）に基づく審査請求の事案に関連して、処分をした行政庁が同法第22条に規定する弁明書（以下「弁明書」という。）を審査庁に提出していない場合、審査庁は当該事案の審理ができず、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定により、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができないはずである。条例は諮問に際して、弁明書の提出があることを要件としておらず、条例の規定に瑕疵がある。そこで、申出人は、条例と法の関係がわかる者との面談を求めた。

イ それに対して、実施機関の判断は次のとおりである。審査会は、条例第23条第4項及び千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する要領（昭和63年11月7日制定）第6条の規定により、諮問実施機関に対して、開示決定等の理由を説明する書面の提出を求めている。これは、審査会が適切な判断をすることができるように与えられた必要な調査を行うための権限であり、義務ではない。したがって、条例の規定に瑕疵があるとはいえない。

実施機関は、申出人が条例に瑕疵があり、違法な条例と法の関係がわかる者との面談を求めたと考え、結果として、面談に至らなかった。

申出人は弁明書の提出を求めなければならない旨と誤解し、条例を違法なものと考えたと思われるため、現時点では、弁明書の提出について説明を行うべきであったと考える。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア この苦情に至る経緯については、最終的には、実施機関が説明するとおり条例と法の関係がわかる者との面談を求めたと考えられる。これを、全体としてみると、弁明書の提出についての法の解釈及び弁明書の提出を諮

間に際しての要件としていないことに係る説明を求めたと考えられる。

実施機関は、最終的に申出人が求めていた事項にとらわれることなく、全体として求めていたものに対して応えるべきだったと考えられる。

イ 法の解釈については、総務部政策法務課政策法務室訟務班（以下「訟務班」という。）が担当し、当部会が事務局をしてこの苦情の担当課（所）である同課情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）に確認させたところ、この苦情があった時点において、センターは訟務班に連絡をしていないとのことであった。連絡をしていれば、訟務班から助言を受けるなど、申出人に対する対応が変わっていた可能性があると考えられる。

ウ 実施機関は、上記(2)イのとおり条例に瑕疵がないと説明する。そうであれば、特段の事情がない限り、実施機関はこの説明を申出人に対してすべきと考えられるが、実施機関から特段の事情があるとの説明はなかった。

エ 申出人は条例に瑕疵があり、違法な条例と法の関係がわかる者との面談を求め、結果として、これに至らなかったと実施機関は説明する。

条例に瑕疵がなく、適法であることの説明、申出人が主張する内容を申出人に確認するなどの意思の疎通をした上で、このような説明をするのであれば、是認する場合もあると考えられるが、瑕疵がある、違法であるとの主張に対して説明もせず、意思の疎通を図らないならば、是認することはできない。

オ 当部会が事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関は申出人に平成24年5月7日付け政法第363号で送付した、平成23年5月9日付け及び6月1日付け苦情の申出書についてで、弁明書の提出についての法の解釈及び弁明書の提出を諮問に際しての要件としていないことに係る説明をした。しかし、苦情の申出があった場合、実施機関は申出に係る苦情の原因となる事実を把握し、速やかに申出人に説明するなどして、苦情を解決していく措置をとることが求められている。この点において、実施機関の事務は対応が遅かったと考えられる。

カ 以上のことについて、実施機関の事務は不適正であったが、苦情を調査した時点において、弁明書の提出について説明を行うべきであったと考え、上記オのとおり申出人に説明をしたことは評価できる。したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。

3 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見

実施機関は、このような事態が再発しないように、窓口を訪れたものと思の疎通を十分図るなど、窓口における対応のあり方について職員を指導するとともに、速やかに苦情を解決するための措置をとるべきである。

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 1 0 号
平成24年5月23日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年6月15日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H23) 苦情事案9：平成23年6月15日付け 1、H23、6、14建424号で故意に却下 2、H23、6、15付開示請求 開示請求を認めようとししない（担当者〇〇さん） （開示請求をさせないような対応をする） 過去に問題ないような記載をするようにしたが、対象文書を特定できる記載をしたいので記載方法を情報公開センター窓口で相談したが、きちんと対応しない</p> <p>2 調査の概要 平成23年 6月15日 苦情の申出書の受付（苦情事案9） 平成23年11月29日 千葉県知事（以下「実施機関」という。）（建築指導課）への書面による調査 平成23年12月16日 実施機関（建築指導課）から調査回答書の受付 平成24年 4月 9日 実施機関（建築指導課）への書面による調査 平成24年 4月23日 実施機関（建築指導課）から調査回答書の受付 平成24年 5月 8日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 本事案は、情報公開に係る苦情の申出書により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。 ア 苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）が行った行政文書開示請求に対して実施機関が行った平成23年6月14日付け却下決定は故意であったことについて イ 申出人が行政文書開示請求を行った際の実施機関の窓口対応について (2) 実施機関の説明は次のとおりである。 ア 実施機関は、申出人が行った平成23年5月9日付け行政文書開示請求（以下「請求1」という。）に対して、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定により、平成23年6月3日付け建第362号「行政文書開示請求に係る補正につい</p>
------	--

て」において補正（以下「本件補正」という。）を行った。

イ 本件補正に至る経緯は以下のとおりである。

(ア) 申出人とのやりとりの中で、請求1は「建築確認申請書のうちボーリングデータと $Tc=0.8$ ($Co \geq 0.3$) 及び地番の記載頁」（以下「本件対象文書」という。）を求めるものであることを確認した。

(イ) また、実施機関は、本件対象文書には条例の規定による不開示情報が含まれ、申出人は求める情報の大部分を得ることができないことから、申出人に対して本件対象文書の内容について相談をしたい旨を伝えたが、申出人は「デタラメナ判断である」と主張し相談には至らなかった。

(ロ) 本件対象文書は建築確認申請書の一部であるが、建築確認申請書は設計士ごとに設計図書等の記載方法が異なることから、本件対象文書である「 $Tc=0.8$ ($Co \geq 0.3$) 及び地番」が建築確認申請書のどの部分に記載されているかについては、県で保有する5,000件を超える建築確認申請書をページ毎に確認するという作業を要するため（建築確認申請書1件につき厚さ8cmから30cm程度であることから、1cmあたり100枚と仮定すると、最低でも400万枚程度の確認作業が必要となる）、本件対象文書の検索に相当な手数と膨大な時間を要することとなる。

よって、請求1に係る本件対象文書の範囲は形式的、外形的には一応明確であるものの、一般的にはそのすべてに係る行政文書を請求していると考え難いことや保有する行政文書の量等に照らして、特定が不十分であり、形式上の不備に該当すると考えられるため、実施機関は申出人に対し、文書を特定するために「地域・用途・構造等」の内容を具体的に記入するよう本件補正を行った。

(ハ) なお、実施機関は請求1に対して条例第14条の規定による開示決定等の期限の特例を行うことについても検討したが、仮に建築確認申請書を検索し、本件対象文書を特定したとしても申出人の求める情報の大部分が不開示となるものであり、行政の負担と申出人の利益を比較衡量した上でも、実施機関としては申出人に本件対象文書の範囲を限定するための補正を行うこととしたものである。

ウ 実施機関は上記の経緯から本件補正を行ったところであるが、これに対して申出人から明確な回答が得られなかったために、行政文書が特定できないことを理由として却下決定を行った。

エ 申出人は平成23年6月15日付け行政文書開示請求（以下「請求2」という。）を行った際、「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載について、対象文書が特定できるか否かその場で判断するよう求めたが、実施機関の担当者は課に持ち帰って慎重に判断をすることとし、その旨を申出人に伝えた。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 上記(1)アについて

(ア) 実施機関は請求1について条例第7条第2項の規定により補正を行ったところ、申出人の回答からは行政文書が特定できないことを理由に却下決定を行ったとのことである。行政文書開示請求に対する却下決定については情報公開審査会の調査権限についての苦情であり、当推進会議が担任する苦情

としては適切ではないが、実施機関が請求1に対して却下決定を行うに当たり補正を行っているとのことであるので、その妥当性について検討する。

(イ) 却下する場合について

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱(平成13年3月7日制定。)第3の3(3)によると、開示請求を却下する場合は以下のとおりである。

- a 開示請求書に条例第7条に規定する必要的記載事項が記載されていない場合等で、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず当該期間内に開示請求書の不備が補正されない場合
- b 開示請求に係る行政文書が条例第2条第2項各号に該当する場合その他開示請求の対象外である場合又は条例第5条に規定する開示請求権者以外のものから開示請求があった場合
- c 開示請求が条例第6条に反するとき

(ウ) 補正等について

条例第7条第2項は開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものであり、千葉県情報公開条例解釈運用基準(平成13年3月12日制定。以下「解釈運用基準」という。)において、「形式上の不備」とは同条第1項第4号の行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書を特定することができない場合等というとされている。

(エ) 大量請求について

特定部局の保有するすべての行政文書の開示請求をするもの、実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的とするもの等については、条例第6条の規定により同条に反する開示請求として、開示請求を却下することができる。

しかしながら、条例の趣旨からすると単に対象文書となる行政文書が大量であるという理由だけでは条例第13条及び第14条の規定により期間延長等を行い、順次開示決定等を行うことが原則である。

(オ) 実施機関は申出人が行った請求1に対し、上記(2)ア及びイのとおり、やりとり及び本件補正を行っているとのことである。

当職がやりとりの内容を確認したところ、申出人は請求1に係る対象文書として「建築確認申請書の $Tc=0.8$ ($Co \geq 0.3$) の記載頁、地番の記載頁、ボーリングデータ」を求めるものと認められる。

また、当職において本件補正を見分したところ、実施機関は請求1に係る対象文書を「『建築確認申請書のうちボーリングデータと $Tc=0.8$ ($Co \geq 0.3$) 及び地番の記載頁』と窓口で確認しているところ」とした上で、「開示請求に係る行政文書を特定するため、開示請求の対象となる『建築確認申請書』の対象の地域・用途・構造等の内容を具体的にご記入ください。」としている。

(カ) 本件補正に至った経緯について、実施機関は上記(2)イ(イ)から(エ)のとおりであったと説明する。

本件対象文書を検索するためには、県が保有する5,000件を超える建築確認申請書(数百万枚)をページ毎に確認する作業が必要で、相当な手数と膨大な時間を要することとなり、請求1に係る本件対象文書の範囲では、対象文書が十分に特定されているとは言えず形式上の不備に該当す

ると説明する。

解釈運用基準によれば、条例第7条第2項の「形式上の不備」とは行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書を特定することができない場合等をいうとされており、実施機関が当該作業を行わなければならないのであれば、本件請求が当該形式上の不備に該当するものと判断したのも理解できなくはない。

- (キ) しかしながら、条例第7条第2項の規定による補正は行政文書を特定するために行うものであり、特定された行政文書の絞り込みまでを許容するものではないと解するのが相当であるところ、本件補正の内容は(イ)のとおりである。

本件補正について文面だけを見れば、実施機関は申出人に対し、あたかも対象文書の絞り込みを依頼しているような印象を受け、同条同項の規定に照らすと本件補正の文面は一部不適切であったと考えられる。

よって、実施機関は本件補正について適切な補正の文面とすることが望ましかった。

- (ク) なお、実施機関の説明によると、仮に本件対象文書を検索するための作業を行った上で本件対象文書を特定したとしても、本件対象文書には不開示情報が含まれるために申出人は求める情報の大部分を得ることができないことから、実施機関は本件対象文書の内容について相談をしたい旨を申出人に伝えたが、相談に応じてもらえなかったとのことであるが、申出人においては実施機関から協力依頼があった場合には真摯に対応することが望ましいものである。

- (ケ) 情報公開制度は行政がその保有する情報をできる限り明らかにすることによって、県民との協同により、より公正で民主的な行政運営を図るというものであるから、本制度が円滑に運用されるよう実施機関と申出人の双方で協力されたい。

イ 上記(1)イについて

申出人は、「開示請求を認めようとしなない」「相談したが、きちんと対応しない」と主張するが、請求2について(2)エのとおり、課に持ち帰って慎重に判断すると伝えたという実施機関の説明に不自然な点はなく、申出人の主張する事実は認められない。

調査委員

伊藤さやか、渋谷茂

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 5 号
平成24年2月24日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年7月4日及び7月27日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H23) 苦情事案10：平成23年7月4日付け 理由説明書の提出を情報公開審査会から求められても3ヶ月以上放置 出さないなら出さない旨の回答をすべきだが放置 提出期限をとっくに過ぎていても回答しないことで異議申立てを放置できるなら、情報公開審査会の意義がない。情報公開制度の目的が、行政の不法行為の隠ぺいとなる。</p> <p>(H23) 苦情事案17：平成23年7月27日付け 理由説明書を専決すべきものを政策法務課及び保険指導課で内容を調整して提出するとして政法分H23、4、6の提出期限を過ぎても提出しない。 不都合なことはウヤムヤにする。 情報公開は県職員に都合のよいものとしている。担当者を変更する等して理由説明書の提出をしようとしな。政法分の原案はできているのに保指と調整しようとしな。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成23年 7月 4日 苦情の申出書の受付（苦情事案10） 平成23年 7月 27日 苦情の申出書の受付（苦情事案17） 平成23年12月 6日 千葉県知事（以下「実施機関」という。）（政策法務課及び保険指導課）への書面による調査 （苦情事案10及び苦情事案17） 平成24年 1月 6日 実施機関（政策法務課）から調査回答書受付 平成24年 1月 6日 実施機関（保険指導課）から調査回答書受付 平成24年 2月 7日 苦情処理調査部会で審議</p>
------	---

3 処理結果

苦情事案10及び17

(1) 本事案は、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）部会設置及び議事運営に関する要領（昭和63年11月7日制定。（以下「要領」という。）第2条で審査会に設置する部会（以下「部会」という。）へ提出する理由説明書について、実施機関がその提出期限を守らないことに対する苦情であると認められる。

(2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。

理由説明書の提出が遅れた理由として、

ア 定期人事異動により担当者が変更となったが、業務の引継が適切になされなかった。

イ 補助金事務等の繁忙期であり、それらの業務への対応に時間を要した。

ウ 理由説明書の作成に当たり、異議申立てが2課の業務に関する内容であったため、事実関係等共通の理解を図り、回答すべき範囲の確認等を行う必要があった。

なお、実施機関は、今後、業務の引継を適切に行うこと、事実関係の確認を迅速に行うこと及び提出期限を遵守するよう努めるとのことである。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第5の6ウには、実施機関は審査会から諮問事案等に係る資料の提出等について求めがあった場合には、これに応じなければならないと規定されている。

また、要領第6条には、部会が実施機関から諮問を受けた場合に、当該実施機関に対して相当の期間を定めて理由説明書の提出を求めると規定されているが、事務局職員をして確認させたところ、この「相当の期間」とは、部会が実施機関に理由説明書の提出を依頼してからおおよそ30日を期限とする運用がなされているとのことである。

イ 当職の調査によれば、申出人が主張するとおり、実施機関が部会へ提出した理由説明書については、その提出期限を大幅に超過しており、また、提出期限を超過した理由についても十分な説明は認められなかった。

ウ 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）は、行政の適正な運営を保持するとともに、国民に簡易迅速な救済を与えることを目的としており、当該目的に則れば、その事務処理は不適切と言わざるを得ない。

エ したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。

調査委員

井上隆行、中谷弘美

情公推第26号-1
平成24年2月24日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

千葉県知事の情報公開に係る事務について (通知)

このことについて、平成23年12月6日付け情公推第20号-1で通知し、同日付けに実施した苦情調査において、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領(平成17年8月18日制定)第8条第3項の規定により、別紙のとおり是正に関する意見を通知します。

苦情処理結果

1 苦情の内容

(H23) 苦情事案10：平成23年7月4日付け

理由説明書の提出を情報公開審査会から求められても3ヶ月以上放置

出さないなら出さない旨の回答をすべきだが放置

提出期限をとつくに過ぎていても回答しないことで異議申立てを放置できるなら、情報公開審査会の意義がない。情報公開制度の目的が、行政の不法行為の隠ぺいとなる。

(H23) 苦情事案17：平成23年7月27日付け

理由説明書を専決すべきものを政策法務課及び保険指導課で内容を調整して提出するとして政法分H23、4、6の提出期限を過ぎて提出しない。

不都合なことはウヤムヤにする。

情報公開は県職員に都合のよいものとしている。担当者を変更する等して理由説明書の提出をしようとしな。政法分の原案はできているのに保指と調整しようとしな。

2 処理結果

(1) 本事案は、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）部会設置及び議事運営に関する要領（昭和63年11月7日制定。（以下「要領」という。）第2条で審査会に設置する部会（以下「部会」という。）へ提出する理由説明書について、実施機関がその提出期限を守らないことに対する苦情であると認められる。

(2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。

理由説明書の提出が遅れた理由として、

ア 定期人事異動により担当者が変更となったが、業務の引継が適切になされなかった。

イ 補助金事務等の繁忙期であり、それらの業務への対応に時間を要した。

ウ 理由説明書の作成に当たり、異議申立てが2課の業務に関する内容であったため、事実関係等共通の理解を図り、回答すべき範囲の確認等を行う必要があった。

なお、実施機関は、今後、業務の引継を適切に行うこと、事実関係の確認を迅速に行うこと及び提出期限を遵守するよう努めるとのことである。

(4) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定。以下「要綱」という。）第5の6ウには、実施機関は、審査会から諮問事案等に係る資料の提出等について求めがあった場合には、これに応じなければならないと規定されている。

また、要領第6条には、部会が実施機関から諮問を受けた場合に、当該実施機関に対して相当の期間を定めて理由説明書の提出を求めると規定されているが、事務局職員をして確認させたところ、この「相当の期間」とは、部会が実施機関に理由説明書の提出を依頼してからおおよそ30日を期限とする運用がなされているとのことである。

イ 当職の調査によれば、申出人が主張するとおり、実施機関が部会へ提出した理由説明書については、その提出期限を大幅に超過しており、また、提出期限を超過した理由についても十分な説明は認められなかった。

ウ 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）は、行政の適正な運営を保持するとともに、国民に簡易迅速な救済を与えることを目的としており、当該目的に則れば、その事務処理は不適切と言わざるを得ない。

3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

実施機関においては、部会より依頼された理由説明書の提出について、その提出期限を遵守するよう努めるべきである。

情公推第26号-2

平成24年2月24日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開推進会議

会長 松村 雅生

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成23年12月6日付け情公推第20号-2で通知し、同日付けに実施した苦情調査において、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（平成17年8月18日制定）第8条第3項の規定により、別紙のとおり是正に関する意見を通知します。

苦情処理結果

1 苦情の内容

(H23) 苦情事案10：平成23年7月4日付け

理由説明書の提出を情報公開審査会から求められても3ヶ月以上放置

出さないなら出さない旨の回答をすべきだが放置

提出期限をとくに過ぎていても回答しないことで異議申立てを放置できるなら、情報公開審査会の意義がない。情報公開制度の目的が、行政の不法行為の隠ぺいとなる。

(H23) 苦情事案17：平成23年7月27日付け

理由説明書を専決すべきものを政策法務課及び保険指導課で内容を調整して提出するとして政法分H23、4、6の提出期限を過ぎてても提出しない。

不都合なことはウヤムヤにする。

情報公開は県職員に都合のよいものとしている。担当者を変更する等して理由説明書の提出をしようとしな。政法分の原案はできているのに保指と調整しようとしな。

2 処理結果

(1) 本事案は、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）部会設置及び議事運営に関する要領（昭和63年11月7日制定。（以下「要領」という。）第2条で審査会に設置する部会（以下「部会」という。）へ提出する理由説明書について、実施機関がその提出期限を守らないことに対する苦情であると認められる。

(2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。

理由説明書の提出が遅れた理由として、

ア 定期人事異動により担当者が変更となったが、業務の引継が適切になされなかった。

イ 補助金事務等の繁忙期であり、それらの業務への対応に時間を要した。

ウ 理由説明書の作成に当たり、異議申立てが2課の業務に関する内容であったため、事実関係等共通の理解を図り、回答すべき範囲の確認等を行う必要があった。

なお、実施機関は、今後、業務の引継を適切に行うこと、事実関係の確認を迅速に行うこと及び提出期限を遵守するよう努めるとのことである。

(4) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定。以下「要綱」という。）第5の6ウには、実施機関は、審査会から諮問事案等に係る資料の提出等について求めがあった場合には、これに応じなければならないと規定されている。

また、要領第6条には、部会が実施機関から諮問を受けた場合に、当該実施機関に対して相当の期間を定めて理由説明書の提出を求めると規定されているが、事務局職員をして確認させたところ、この「相当の期間」とは、部会が実施機関に理由説明書の提出を依頼してからおおよそ30日を期限とする運用がなされているとのことである。

イ 当職の調査によれば、申出人が主張するとおり、実施機関が部会へ提出した理由説明書については、その提出期限を大幅に超過しており、また、提出期限を超過した理由についても十分な説明は認められなかった。

ウ 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）は、行政の適正な運営を保持するとともに、国民に簡易迅速な救済を与えることを目的としており、当該目的に則れば、その事務処理は不適切と言わざるを得ない。

3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

実施機関においては、部会より依頼された理由説明書の提出について、その提出期限を遵守するよう努めるべきである。

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 4 1 号
平成24年3月22日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年7月4日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H23) 苦情事案11：平成23年7月4日付け 3ヶ月以上たってから諮問(H23、6、30付安土435-2) 故意に諮問しない イヤガラセ</p> <p>2 調査の概要 平成23年7月4日 苦情の申出書の受付 平成23年12月6日 実施機関への書面による調査 平成23年1月4日 実施機関から調査回答書の受付 平成24年2月7日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 本事案は、千葉県情報公開条例（千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第20条の規定により、実施機関が千葉県情報公開審査会に諮問するまでの期間に対する苦情である。 (2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。 ア 故意に千葉県情報公開審査会に諮問を行わなかった事実はない。 イ 千葉県においては、支出状況に関する調査（以下「経理調査」という。）を行った結果、不適正な事務処理が判明している。 経理調査を行う際には、事業者が保有する情報の収集が不可欠であったが、当該情報を収集する法的な権限がない状況では、事業者の任意の協力なくしては、必要な情報の収集が困難であった。 そのため、一定の条件を付して、経理調査に協力するよう事業者に依頼している。 ウ 異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定の内容について、不開示部分を開示することにより経理調査を行う際に事業者に示した条件に反するおそれがあること及び再度検討した結果開示できると判断できる部分については、千葉県情報公開審査会に諮問するまでもなく開示を実施することが異議申立人の利益になることから慎重な検討を行っていたため、千葉県情報公開審査会に諮問するまでに112日を要している。</p>
------	---

	<p>(3) 千葉県情報公開推進会議の苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 異議申立書を受け付けた日から千葉県情報公開審査会に諮問するまでの標準的な処理期間は、異議申立てに係る事務の迅速化を図るため、過去の実務経験を踏まえて行政庁自身が当該事務の処理に通常必要な期間として定めたものであると思料される。</p> <p>したがって、標準的な処理期間は、実施機関の事務の処理に要する期間の目安であり、特段の事情がない限り、遅くとも標準的な処理期間内に事務の処理が行われるものである。</p> <p>イ 実施機関の説明によれば、不開示部分を開示することにより経理調査を行う際に事業者を示した条件に反するおそれがあること及び再度検討した結果開示できると判断できる部分については、千葉県情報公開審査会に諮問するまでもなく開示を実施することが異議申立人の利益になることから、異議申立ての対応に時間を要したとのことであり、故意に千葉県情報公開審査会に諮問を行わなかった事実は認められない。</p> <p>よって、実施機関の事務が不適正であったとは認められない。</p> <p>ウ しかしながら、標準的な処理期間の趣旨からすると、実施機関においては、事務の処理をより速やかに行うよう努められたい。</p>
調査委員	井上 隆行、中谷 弘美

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 9 号
平成24年2月24日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年7月4日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H23) 苦情事案12：平成23年7月4日付け 異議申立てを分離したまま諮問しない(H23、6、23付建585号) 故意に諮問しない イヤガラセ</p> <p>2 調査の概要</p> <table border="0"><tr><td>平成23年7月4日</td><td>苦情の申出書の受付</td></tr><tr><td>平成23年12月6日</td><td>実施機関への書面による調査</td></tr><tr><td>平成23年12月28日</td><td>実施機関から調査回答書の受付</td></tr><tr><td>平成24年2月7日</td><td>苦情処理調査部会で審議</td></tr></table> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 本事案は、千葉県情報公開条例（千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第20条の規定により、実施機関が千葉県情報公開審査会に諮問するまでの期間に対する苦情である。</p> <p>(2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。</p> <p>ア 故意に千葉県情報公開審査会に諮問を行わなかった事実はない。</p> <p>イ 本事案の対象となった異議申立てについては、内容を検討したところ、理由があると認められる部分があることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第36条の規定により、理由があると認められる部分と当該部分以外のものに分離して審理することとした旨、平成23年6月23日付け建第585号により通知した。</p> <p>ウ 実施機関において異議申立てに理由があると認められる部分があると判断し、当該部分の取扱いを検討するために時間を要したが、平成23年7月14日付け建第684号により千葉県情報公開審査会に諮問している。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議の苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 異議申立書を受け付けた日から千葉県情報公開審査会に諮問するまでの標準的な処理期間は、異議申立てに係る事務の迅速化を図るた</p>	平成23年7月4日	苦情の申出書の受付	平成23年12月6日	実施機関への書面による調査	平成23年12月28日	実施機関から調査回答書の受付	平成24年2月7日	苦情処理調査部会で審議
	平成23年7月4日	苦情の申出書の受付							
平成23年12月6日	実施機関への書面による調査								
平成23年12月28日	実施機関から調査回答書の受付								
平成24年2月7日	苦情処理調査部会で審議								

	<p>め、過去の実務経験を踏まえて行政庁自身が当該事務の処理に通常必要な期間として定めたものであると思料される。</p> <p>したがって、標準的な処理期間は、実施機関の事務の処理に要する期間の目安であり、特段の事情がない限り、遅くとも標準的な処理期間内に事務の処理が行われるものである。</p> <p>イ 実施機関の説明によれば、異議申立てに理由があると認められる部分があり、当該部分の取扱いを検討していたとのことであり、故意に千葉県情報公開審査会に諮問を行わなかった事実は認められない。</p> <p>したがって、実施機関の事務が不適正であったとは認められない。</p>
調査委員	井上 隆行、中谷 弘美

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 1 1 号
平成24年5月23日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年7月4日及び7月27日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H23) 苦情事案13：平成23年7月4日付け 補正要求権の濫用（H23、6、21付建586号） 情報公開センター窓口で補正がないよう建、〇〇さんに記載内容を確認しても補正要求をする。 いやがらせをやめてほしい</p> <p>(H23) 苦情事案15：平成23年7月27日付け イヤガラセの補正要求 H23、7、19建739 補正要求の際、件名をリストアップせず開示請求を却下しようと画策 H23、6、14付建424号却下前の補正要求の回答で件名をリストアップし補正要求するよう記載し、それを承知で件名をリストアップせず補正要求</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成23年 7月 4日 苦情の申出書の受付（苦情事案13） 平成23年 7月27日 苦情の申出書の受付（苦情事案15） 平成23年11月29日 千葉県知事（以下「実施機関」という。）（建築指導課）への書面による調査（苦情事案13、15） 平成23年12月16日 実施機関（建築指導課）から調査回答書受付 平成24年 5月 8日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 本事案は、実施機関が苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）が行った行政文書開示請求時の実施機関の窓口対応及び実施機関がリストアップせずに補正を行ったことに対する苦情であると認められる。</p> <p>(2) 実施機関の説明は次のとおりである。</p> <p>ア 実施機関は、申出人が行った平成23年5月9日付け行政文書開示請求（以下「請求1」という。）に対して、行政文書が特定できないことを理由として、却下決定を行った。</p>
------	--

イ 申出人は平成23年6月15日付け行政文書開示請求（以下「請求2」という。）を行った際、「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載（以下「請求件名」という。）について、対象文書が特定できるか否かその場で判断するよう求めたが、実施機関の担当者は課に持ち帰って慎重に判断をすることとし、その旨を申出人に伝えた。

ウ 請求2について実施機関で検討したところ、対象文書の特定には補正の必要があると認められたため、平成23年6月21日付け建第586号「行政文書開示請求に係る補正について」（以下「補正1」という。）で千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定により補正を求めたものである。

エ 実施機関が申出人に送付した平成23年7月19日付け建第739号「行政文書開示請求に係る補正について」（以下「補正2」という。）については、申出人が主張するように保有する行政文書の件名のリストアップは行っていないが、補正2は、行政文書開示請求に係る記載内容の解釈についての確認であるため、その趣旨からしてリストアップの必要性は認められない。

オ なお、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第3の3（1）イの規定により、「補正の参考となる情報の提供が必要と認められるときは、所要の情報の提供に努める」とされており、行政文書の件名のリストアップを行わずに補正を求めたとしても事務処理に不適切な点はない。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

苦情事案13

ア 当職において、補正1を見分したところ、請求2に係る行政文書の特定のため、請求件名の内容について、申出人に確認を求める文面となっている。

イ また、上記アに対し、申出人が実施機関へ送付した平成23年7月4日付け回答書を見分したところ、実施機関の補正要求に対して全く回答していないことが認められる。

ウ なお、補正1に至る経緯については、(2)イの実施機関の対応と申出人の上記回答書の記載内容には食い違いがある。よって、申出人及び実施機関には十分に意思の疎通を図られるよう努められたい。

さらに、申出人においては、実施機関の補正要求に対して適切な回答をするよう努められたい。

苦情事案15

ア 申出人は「H23、6、14付建424号却下前の補正要求の回答で件名をリストアップし補正要求するよう記載し、それを承知で件名をリストアップせず補正要求」と主張する。

当職において確認したところ、平成23年6月10日、申出人から提出された補正に対する回答において「具体例を示さない場合、単なる遅延工作で苦情申出をする」との記載があったが、実施機関が申出人に送付した補正2には、保有する行政文書の件名をリストアップした事実は認められなかった。

	<p>イ 事務取扱要綱第3の3(1)イの「補正の参考となる情報」とは、例えば開示請求書の記載内容に関連する行政文書の件名や該当すると考えられる行政文書の名称等が記載されている文書件名一覧等をいう。</p> <p>なお、当該情報は「提供が必要と認められるときは所要の情報の提供に努める」とされているが、補正の方法については当該情報のリストアップを義務付けたものではない。</p> <p>ウ 行政文書を特定することができない場合の補正にあつては、その趣旨からすると、補正の参考となる情報と併せて行うことが望ましいものであると考えるが、本事案については、補正2の趣旨が記載内容の解釈についての確認であったという実施機関の説明に不合理な点はない。</p> <p>よって、実施機関の事務処理に不適切な点は認められない。</p>
調査委員	伊藤さやか、渋沢茂

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 3 1 号
平成24年3月22日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年7月20日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H23) 苦情事案14：平成23年7月20日付け 事前に請求者と連絡を取らず一方的に開示日時を指定した。しかもこの決定通知は、一方的に決められた開示日時の二日前に到達した。この様な一方的な開示手続きを改め、従前のようにあらかじめ請求者非請求者双方で日時の調整を行うべきである。 実施機関は実際に開示ができるか否か不明であるにもかかわらず、開示場所である情報公開センターを予約する。このような予約行為を千葉県の全実施機関が行えばセンターの機能はマヒし、最終的にセンターを利用する主権者・県民に不利益が生じる。だからこそ今までは、実施機関と請求者で事前に開示日を調整してきたのである。 センターの職責を担う政策法務課は、上のような実施機関による行為・弊害こそ是正すべきであるが、今回のことでいえば教育庁と一体化し、不要な要約行為を許容し、出頭命令まがいの開示日時決定行為を幫助している。</p> <p>2 調査の概要 平成23年 7月21日 苦情の申出書の受付 平成23年11月15日 実施機関（教育庁教育総務課及び教職員課）への書面による調査 平成23年12月 2日 実施機関（教育庁教育総務課及び教職員課）から調査回答書の受付 平成24年 3月13日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理の結果 (1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。 ア 千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年千葉県教育委員会規則第3号）別記第2号様式から別記第4号様式までに規定する開示を実施する日時の指定に当たって、これに先立って、苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）の都合を確認しなかったこと。 イ 指定された日時は、申出人が当該様式による通知書を受領した日の2日後であり、開示を実施する場所に来庁できないこと。</p>
------	---

	<p>ウ 当該確認をせずに、千葉県総務部政策法務課情報公開・個人情報センターを当該場所に指定したことを同課が許容し、実施機関が行った当該指定を同課がほう助していること。</p> <p>(2) 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の説明は次のとおりである。</p> <p>ア 上記(1)アについて 実施機関は、申出人が行った本事案とは別の開示の請求について、電話及びファクシミリ装置により、申出人の都合を確認するために連絡し、連絡してもらうように依頼していたが、申出人から連絡がなかったため、本事案に係る開示の請求についても当該確認をすることは困難であると判断した。</p> <p>イ 上記(1)イについて 千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月30日制定）第3-3(9)ア(i)a前段により、行政文書の開示を実施する日時は、到達予定日から数日以後の通常の執務時間内の日時を指定するとされている。そこで、実施機関は申出人の利便を考え、できる限り早い日時とすることも考慮し、到達予定日から3日後であって、開示を実施することができる日時を指定した。</p> <p>ウ 上記(1)ウについて 同要綱第3-3(9)ア(i)a後段により、同センターを当該場所に指定する場合には、同センターとあらかじめ開示を実施する日時を調整するとされている。しかし、当該調整をせずに当該場所を指定した。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 上記(1)アについて 申出人が行った本事案とは別の開示の請求について、申出人に連絡し、連絡がなかったため、その都合を確認することは困難であると判断した実施機関の説明に不合理な点は認められず、実施機関の事務は適正であった。</p> <p>イ 上記(1)イについて 同規則別記第2号様式及び別記第3号様式注1にあるとおり、当該指定について不都合がある場合は、実施機関に申し出ることができ、同要綱第3-3(9)ア(i)a前段によったとはいえ、当該確認をすることができない本事案の場合、特段の事情が認められない以上、到達予定日から3日後より後の日時がより適切な指定であったと考えられる。したがって、実施機関の事務は不適正とはいえないものの、当該日時を指定すべきであった。</p> <p>ウ 上記(1)ウについて 同センターと調整せずに当該場所を指定したことは、同要綱に反することである。また、本事案においては同センターで実施機関が指定した日時に開示の実施ができる状況にあったが、できない状況にあった場合、申出人に対して開示を実施できなくなる可能性があったことを考えると、実施機関の事務は不適正であった。したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>
調査委員	伊藤 さやか、渋谷 茂

情公推第32号
平成24年3月22日

千葉県教育委員会 山田 純子 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成23年11月15日付け情公推第7号-1及び2で通知し、同日付けに実施した苦情調査において、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（平成17年8月18日制定）第8条第3項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

1 苦情の内容

(H23) 苦情事案14：平成23年7月20日付け

事前に請求者と連絡を取らず一方的に開示日時を指定した。しかもこの決定通知は、一方的に決められた開示日時の二日前に到達した。この様な一方的な開示手続きを改め、従前のようにあらかじめ請求者非請求者双方で日時の調整を行うべきである。

実施機関は実際に開示ができるか否か不明であるにもかかわらず、開示場所である情報公開センターを予約する。このような予約行為を千葉県の実施機関が行えばセンターの機能はマヒし、最終的にセンターを利用する主権者・県民に不利益が生じる。だからこそ今までは、実施機関と請求者で事前に開示日を調整してきたのである。

センターの職責を担う政策法務課は、上のような実施機関による行為・弊害こそ是正すべきであるが、今回のことでいえば教育庁と一体化し、不要な要約行為を許容し、出頭命令まがいの開示日時決定行為を幫助している。

2 処理の結果

(1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。

ア 千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年千葉県教育委員会規則第3号）別記第2号様式から別記第4号様式までに規定する開示を実施する日時の指定に当たって、これに先立って、苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）の都合を確認しなかったこと。

イ 指定された日時は、申出人が当該様式による通知書を受領した日の2日後であり、開示を実施する場所に来庁できないこと。

ウ 当該確認をせずに、千葉県総務部政策法務課情報公開・個人情報センターを当該場所に指定したことを同課が許容し、実施機関が行った当該指定を同課がほう助していること。

(2) 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の説明は次のとおりである。

ア 上記(1)アについて

実施機関は、申出人が行った本事案とは別の開示の請求について、電話及びファクシミリ装置により、申出人の都合を確認するために連絡し、連絡してもらうように依頼していたが、申出人から連絡がなかったため、本事案に係る開示の請求についても当該確認をすることは困難であると判断した。

イ 上記(1)イについて

千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱

(平成13年3月30日制定)第3-3(9)ア(イ)a前段により、行政文書の開示を実施する日時は、到達予定日から数日以後の通常の執務時間内の日時を指定するとされている。そこで、実施機関は申出人の利便を考え、できる限り早い日時とすることも考慮し、到達予定日から3日後であって、開示を実施することができる日時を指定した。

ウ 同要綱第3-3(9)ア(イ)a後段により、同センターを当該場所に指定する場合には、同センターとあらかじめ開示を実施する日時を調整するとされている。しかし、当該調整をせずに当該場所を指定した。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 上記(1)アについて

申出人が行った本事案とは別の開示の請求について、申出人に連絡し、連絡がなかったため、その都合を確認することは困難であると判断した実施機関の説明に不合理な点は認められず、実施機関の事務は適正であった。

イ 上記(1)イについて

同規則別記第2号様式及び別記第3号様式注1にあるとおり、当該指定について不都合がある場合は、実施機関に申し出ることができ、同要綱第3-3(9)ア(イ)a前段によったとはいえ、当該確認をすることができない本事案の場合、特段の事情が認められない以上、到達予定日から3日後より後の日時がより適切な指定であったと考えられる。したがって、実施機関の事務は不適正とはいえないものの、当該日時を指定すべきであった。

ウ 上記(1)ウについて

同センターと調整せずに当該場所を指定したことは、同要綱に反することである。また、本事案においては同センターで実施機関が指定した日時に開示の実施ができる状況にあったが、できない状況にあった場合、申出人に対して開示を実施できなくなる可能性があったことを考えると、実施機関の事務は不適正であった。

3 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見

- (1) 開示を実施する日時の指定については、当該確認をすることができない場合においては、当該確認をすることができた場合よりも適切な事務の執行が求められるところであり、今後、やむを得ない事情により当該確認ができない場合にあつては、慎重な事務の執行に配慮されたい。
- (2) また、同センターと調整せずに当該場所を指定したについては、例えば、開示決定等をする担当課(所)の職員の間で当該調整をしたか確認するなど、再発を防止するための措置をとるべきである。

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 3 5 号
平成24年3月22日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年9月16日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H23) 苦情事案16:平成23年7月27日付け ①30日たっても対象文書を特定しようとしていない ②特定できる表現をしても却下 イヤガラセ ①につき、H23、6、15付受付417番を放置 (補正要求、期間延長の連絡ナシ) ②につき、H、23、5、9付受付213番で不開示決定と却下決定があった。不開示決定は対象文書が特定できる記載である。</p> <p>2 調査の概要 平成23年 7月27日 苦情の申出書の受付(苦情事案16) 平成23年11月29日 千葉県知事(以下「実施機関」という。)(建築指導課)への書面による調査 平成23年12月15日 実施機関(東葛飾土木事務所、銚子土木事務所、市原土木事務所)への書面による調査 平成23年12月16日 実施機関(建築指導課)から調査回答書受付 平成23年12月21日 実施機関(市原土木事務所)から調査回答書受付 平成23年12月26日 実施機関(銚子土木事務所)から調査回答書受付 平成24年 1月 5日 実施機関(東葛飾土木事務所)から調査回答書受付 平成24年 2月10日 実施機関(政策法務課)への書面による調査 平成24年 2月21日 実施機関(政策法務課)から調査回答書受付 平成24年 3月13日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。 ア 苦情を申し出たもの(以下「申出人」という。)が行った行政文書開示請求について、開示請求をしてから30日が経過しても実施機関が対象文書を特</p>
------	---

定しようとしていないこと。

イ 申出人が行った行政文書開示請求について、同一の内容の開示請求であるのに、文書の特定ができるとして不開示決定を行った実施機関と文書の特定ができないとして却下決定を行った実施機関があったこと。

(2) 実施機関の説明は次のとおりである。

ア 上記(1)アについて

(ア) 申出人が行った平成23年6月15日付け行政文書開示請求(受付417番)(以下「本件請求1」という。)に係る補正等については、本件請求1の担当課である建築指導課及び本件請求1に係る各出先土木事務所の主務課である建築指導課がとりまとめたものである。

(イ) 申出人は、本件請求1に係る補正が建築指導課分のみを対象としていると解釈し、本件請求1の受付日から30日を経過しても各土木事務所が決定等を行わないことについて苦情を申し出たものと推察されるが、上記のとおり各出先土木事務所分を含めて補正を行っているところである。

(ロ) また、本件請求1及び本件請求1に係る補正については、申出人から平成23年7月4日付けで回答が提出されたが、当該回答の内容では文書の特定が困難であったため、平成23年7月19日付け建第739号で2回目の補正を要求し、申出人から平成23年7月27日付けで回答を得た経緯から、開示請求から30日目の決定期限は平成23年8月5日となったが、建築指導課及び各出先土木事務所は決定期限内である平成23年8月5日付け(ただし、出先土木事務所のうち2土木事務所は平成23年8月4日付け)で決定等を行ったものである。

イ 上記(1)イについて

(ア) 建築指導課は、申出人が行った平成23年5月9日付け行政文書開示請求(受付213番)(以下「本件請求2」という。)について、行政文書開示請求書の「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄から請求の対象となる行政文書が特定できないことから、総合窓口における確認(平成23年5月18日及び5月24日)及び本件請求2に係る補正(平成23年6月3日付け建第362号「行政文書開示請求に係る補正について」)を行ったところである。

しかしながら、申出人からの回答では、本件請求2の記載内容が補正されず、対象となる行政文書の特定に至ることができなかつたため、平成23年6月14日付けで建築指導課及び各出先土木事務所(12土木事務所)において却下決定を行ったものである。

(イ) 東葛飾土木事務所、銚子土木事務所及び市原土木事務所は、申出人が行った本件請求2の件名の記載について、所掌していない事務に係るものであったことが明白であったことから、対象文書は作成及び取得していないとして不開示決定を行ったものである。

(ロ) 政策法務課は、情報公開に係る総合窓口の業務として本件請求2に係る行政文書開示請求書を平成23年5月10日付けで建築指導課及び各出先土木事務所(15土木事務所)に送付している。

総合窓口の担当者が申出人に確認したところ、当該開示請求書の宛てに記載された(建築指導課)及び(各出先機関)のうち(各出先機関)とは、各土木事務所を対象にしているものであるとのことであった。

よって、上記のとおり当該開示請求書を建築指導課及び全ての土木事務所

に送付したものである。

また、総合窓口の担当者は、申出人が来庁した際に本件請求2に対して東葛飾土木事務所、銚子土木事務所及び市原土木事務所が上記(イ)の理由で不開示決定を行ったことを口頭において伝えているところである。

- (3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 上記(1)アについて

- (ア) 申出人は各土木事務所に対し「H23、6、15付受付417番を放置(補正要求、期間延長の連絡ナシ)」と主張している。

また、申出人の本件請求1に係る行政文書開示請求書を見分したところ、宛先は「千葉県知事」と記載され、その下に(建築指導課)及び(各土木事務所)と記載されていることが認められた。

- (イ) 実施機関の説明によると、本件請求1に係る補正等については、担当課である建築指導課及び各出先土木事務所の主務課である建築指導課がとりまとめたものであるとのことである。

そこで、本件請求1に係る補正について、平成23年6月21日付け建第586号「行政文書開示請求に係る補正について」及び平成23年7月19日付け建第739号「行政文書開示請求に係る補正について」を見分したところ、「千葉県知事」から申出人に送付されているものであり、実施機関の説明に不合理な点はなく、事務処理が不適切であるとは認められない。

- (ロ) しかしながら、申出人が(建築指導課)及び(各土木事務所)と記載していることから、実施機関として申出人に補正に係る文書を送付しているとしても、本件のような誤解を与えないために、各土木事務所も含める旨の記載をすることが望ましい。

イ 上記(1)イについて

申出人は「不開示決定は対象文書が特定できる記載である」と主張するが、千葉県情報公開条例(千葉県条例第65号)第12条第2項の「開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)」とは、解釈運用基準において、

- (ア) 開示請求に係る行政文書の全部に不開示情報が記録されているため、すべて不開示とする場合

- (イ) 第11条(行政文書の存否に関する情報)の規定により開示請求を拒否する場合

- (ロ) 開示請求に係る行政文書を当該実施機関が保有していない場合とされているものである。

なお、実施機関は申出人に対して本件請求2に係る不開示決定の理由については、上記(2)イ(イ)のとおりであると口頭においても説明しているとのことであるから、申出人の主張は認められない。

調査委員

伊藤さやか、渋谷茂

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 7 号

平成24年2月24日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議

会長 松村 雅生

平成23年8月5日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	1 苦情の内容 (H23) 苦情事案18 : 平成23年8月5日付け 部分開示決定しながら開示しない 3回以上開示を求めても放置 230頁1枚しか開示しないので他の開示とした頁の開示を求め ても応じない
	2 調査の概要 平成23年 8月 5日 苦情の申出書の受付 平成23年11月29日 実施機関 (安房土木事務所及び政策法務 課) への書面による調査 平成23年12月27日 実施機関 (安房土木事務所) から調査回答 書の受付 平成23年12月28日 実施機関 (政策法務課) から調査回答書の 受付 平成24年 2月 7日 苦情処理調査部会で審議
	3 処理結果 (1) 本事案は、苦情を申し出た者 (以下「申出人」という。) に対して行 った開示請求に係る行政文書の開示の実施に関する苦情であると認め られる。 (2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。 ア 申出人に対する、開示請求に係る行政文書の開示の際、部分開示決 定通知書 (以下「本件決定通知書」という。) に記載された行政文書 が一部しか開示されないとして、申出人からその他の部分について開 示を求められたが、申出人が開示を求める頁の内容は全て不開示であ ることから、当該部分の行政文書については開示できない旨の説明を 行っている。 イ なお、申出人は、政策法務課情報公開・個人情報センター (以下「総 合窓口」という。) において開示の実施を希望していたため総合窓口 担当者が対応しており、上記の開示できない旨の説明は、決定に係る 担当課 (所) である安房土木事務所に確認した内容を伝えたもので、 その後2度申出人が総合窓口に来庁した際にも同様の対応を行って いる。

	<p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 調査の結果、実施機関は、申出人に対して、上記(2)のとおり、申出人が開示されないとして開示を求める頁の内容は全て不開示であることから開示できない旨の説明を行っており、申出人の主張する「開示を求めても放置」や「開示を求めても応じない」というような事実は見受けられず、実施機関の開示の実施に係る対応に不適正な点は認められない。</p> <p>イ なお、本件決定通知書を見分したところ、申出人が開示されないとして開示を求める頁については不開示部分についての記載が認められ、不開示部分にマスキングを施して一部開示を行った230頁に係る記載と同様の形になっていた。</p> <p>実施機関は、本件の開示請求に係る行政文書は、申出人が以前に行った開示請求に対して決定（以下「当初決定」という。）を行った行政文書のうちの一部であったことから、本件決定通知書の開示しない部分の表示については、当初決定に則して同様の記載方法としたとのことである。</p> <p>しかしながら、本件決定通知書における当該部分の記載は、230頁と同様に一部開示がされる行政文書であるような誤解を生じさせるものであるため、実施機関においては、決定通知書の記載について、適切な記載となるよう求めるものである。</p>
調査委員	菅野 泰、桑波田 和子

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 3 6 号
平成24年3月22日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年9月16日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H23) 苦情事案19：平成23年9月16日付け 他の土木事務所が期間延長したのに夷土だけ即不開示決定 (H23、8、5付夷土455号) きちんと特定事務をしているか疑問 何度も開示請求させようとするイヤガラセ</p> <p>2 調査の概要 平成23年 9月16日 苦情の申出書の受付(苦情事案19) 平成23年11月29日 千葉県知事(以下「実施機関」という。)(夷隅土木事務所)への書面による調査 平成23年12月27日 実施機関(夷隅土木事務所)から調査回答書受付 平成24年 3月13日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 本事案は、情報公開に係る事務処理が適切に行われていなかったのではないかと苦情であると認められる。 (2) 実施機関の説明は次のとおりである。 ア 実施機関が千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第14条の規定による期間延長を行わずに不開示決定を行った理由については、当職の特定作業は、対象文書となり得る文書が比較的少なかったこと及び担当者の調査時間の確保が可能であったことから、申出人に不利益にならないよう、早急に行政文書の特定に係る調査を実施したところである。 イ その結果、行政文書開示請求に係る行政文書を保有していないことが判明したことから、行政文書不開示決定を行ったものである。 (3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。 ア 苦情を申し出たもの(以下「申出人」という。)は各土木事務所宛てに行政文書開示請求を行い、これに対して、実施機関における他の土木事務所が期</p>
------	---

	<p>間延長を行ったところ、夷隅土木事務所が期間延長をせずに不開示決定をしたことについて「きちんと特定事務をしているか疑問」と主張している。</p> <p>イ 実施機関における担当課（所）の業務については、所掌する業務や人員配置により異なるということは自明のことであり、また上記(2)の実施機関の説明に不自然な点は認められない。</p> <p>よって、実施機関の事務処理は適切である。</p> <p>ウ また、「何度も開示請求させようとするイヤガラセ」と主張する事実は見受けられない。</p>
調査委員	伊藤さやか、渋沢茂

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 8 号
平成24年2月24日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年9月16日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H23) 苦情事案20：平成23年9月16日付け タバコの煙が閲覧コーナーに入ってくる タバコの煙によるイヤガラセ 室外で県職員がタバコを吸っている煙が閲覧コーナーに入ってくる 健康増進法違反 である。</p> <p>2 調査の概要 平成23年 9月16日 苦情の申出書の受付（苦情事案20） 平成24年 2月 7日 苦情処理調査部会で処理方針の検討</p> <p>3 処理結果 (1) 本事案は、庁舎管理に関する苦情である。 (2) 庁舎管理に関する苦情は、当推進会議で担任する苦情として適切ではない。 なお、本件苦情については、庁舎管理部署に連絡済みである。</p>
調査委員	井上隆行、中谷弘美

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 7 号
平成24年5月23日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年10月14日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H23) 苦情事案21:平成23年10月14日付け耐震偽装が明らかとなる3/14頁を内部告発したのを隠ぺいするためH23、10、5付建築指導課長発の事務連絡を発行 不法行為の隠ぺい、知事名の決定書を課長名で訂正できるか写しの交付をしなかったことにしている 1、知事名発の文書を課長名で訂正できるか 2、耐震偽装が明らかな頁を隠ぺい(不開示決定) 工作 3、写しの交付は行政サービスでしたなら不開示手続きをしても開示することにしても問題ない 4、行政に間違いはあることの隠ぺい</p> <p>2 調査の概要 平成23年10月14日 苦情の申出書の受付 平成23年12月6日 実施機関への書面による調査 平成24年1月6日 実施機関から調査回答書の受付 平成24年5月8日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 本事案は、実施機関が平成23年10月5日付け「行政文書の開示の実施に係る開示文書の一部訂正について(通知)」により苦情を申し出たもの(以下「申出人」という。)に通知した内容に対する苦情である。 (2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。 ア 申出人に対して実施した行政文書の開示において、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第8条第3号に該当することから閲覧に供するべきではない部分が含まれていた事実を認識したことから、当該事実を申出人に通知し、注意を促すことにより、開示された情報が不適正に使用されることを防止する趣旨で千葉県県土整備部都市整備局建築指導課長名の文書を発している。 イ 申出人が主張する建築物に係る「耐震偽装」について、当該建築物に耐震偽装を疑うに足る事実はなく、申出人が主張する「内部告発」</p>
------	--

	<p>の事実もない。</p> <p>ウ 条例第12条第1項及び第2項の決定を訂正する通知を課長名で行った事実はない。</p> <p>エ 申出人が主張する「不法行為の隠ぺい」の事実はない。</p> <p>オ 申出人は、条例第8条第3号に該当することから不開示とした部分を「耐震偽装が明らかな頁を隠ぺい（不開示決定）」と表現していると推定されるが、当該部分に耐震偽装を疑うに足るものではなく、「耐震偽装が明らかな頁を隠ぺい（不開示決定）」の事実もない。</p> <p>カ 行政の間違いを隠蔽した事実はない。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議の苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 実施機関の説明によると、条例第8条第3号に該当することから不開示とした情報を誤って開示しているとのことである。</p> <p>イ 条例第8条各号に規定する不開示情報を誤って開示したことは、情報公開制度の運用に関する事務処理として著しく不適切なものである。</p> <p>したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>ウ なお、実施機関が申出人に通知した課長名の文書は誤開示についての訂正にすぎず、条例第12条第1項及び第2項に規定する決定の訂正を行ったものではなく、また、その内容についても、開示された情報が不適正に使用されることを防止する趣旨であると認められ、申出人が主張する「隠ぺい」という事実は確認できない。</p> <p>エ よって、不開示とした情報を誤って開示していること以外に、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。</p>
調査委員	井上 隆行、中谷 弘美

情 公 推 第 8 号
平成24年5月23日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

千葉県知事の情報公開に係る事務について (通知)

このことについて、平成23年12月6日付け情公推第18号で通知した苦情調査について、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開条例第27条の2第4項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第8条第3項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

苦情調査結果

1 苦情の内容

- (H23) 苦情事案21：平成23年10月14日付け
耐震偽装が明らかとなる3/14頁を内部告発したのを隠ぺいするためH23、10、5付建築指導課長発の事務連絡を発行
不法行為の隠ぺい、知事名の決定書を課長名で訂正できるか
写しの交付をしながらなかったことにしている
- 1、知事名発の文書を課長名で訂正できるか
 - 2、耐震偽装が明らかな頁を隠ぺい（不開示決定）工作
 - 3、写しの交付は行政サービスでしたなら不開示手続きをしても開示することにしても問題ない
 - 4、行政に間違いはあることの隠ぺい

2 調査の概要

- (1) 本事案は、実施機関が平成23年10月5日付け「行政文書の開示の実施に係る開示文書の一部訂正について（通知）」により苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）に通知した内容に対する苦情である。
- (2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。
 - ア 申出人に対して実施した行政文書の開示において、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第3号に該当することから閲覧に供するべきではない部分が含まれていた事実を認識したことから、当該事実を申出人に通知し、注意を促すことにより、開示された情報が不適正に使用されることを防止する趣旨で千葉県県土整備部都市整備局建築指導課長名の文書を発している。
 - イ 申出人が主張する建築物に係る「耐震偽装」について、当該建築物に耐震偽装を疑うに足る事実はなく、申出人が主張する「内部告発」の事実もない。
 - ウ 条例第12条第1項及び第2項の決定を訂正する通知を課長名で行った事実はない。
 - エ 申出人が主張する「不法行為の隠ぺい」の事実はない。
 - オ 申出人は、条例第8条第3号に該当することから不開示とした部分を「耐震偽装が明らかな頁を隠ぺい（不開示決定）」と表現していると推定されるが、当該部分に耐震偽装を疑うに足るものではなく、「耐震偽装が明らかな頁を隠ぺい（不開示決定）」の事実もない。
 - カ 行政の間違いを隠蔽した事実はない。
- (3) 千葉県情報公開推進会議の苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。
 - ア 実施機関の説明によると、条例第8条第3号に該当することから不開示とした情報を誤って開示しているとのことである。
 - イ 条例第8条各号に規定する不開示情報を誤って開示したことは、情報公開制度の

運用に関する事務処理として著しく不適切なものである。

ウ なお、実施機関が申出人に通知した課長名の文書は誤開示についての訂正にすぎず、条例第12条第1項及び第2項に規定する決定の訂正を行ったものではなく、また、その内容についても、開示された情報が不適正に使用されることを防止する趣旨であると認められ、申出人が主張する「隠ぺい」という事実は確認できない。

エ よって、不開示とした情報を誤って開示していること以外に、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。

3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

開示することで損なわれてはならない利益を保護するために条例第8条各号に不開示情報が規定されていることに鑑み、条例第8条第3号に規定する不開示情報を誤って開示したことは、情報公開制度の運用に関する事務処理として著しく不適切なものであり、再発を防止するための措置を講ずるべきである。

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 3 7 号
平成24年3月22日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年10月14日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H23) 苦情事案22：平成23年10月14日付け 担当課でない総務課が不開示決定通知書を作成 担当課の建築宅地課が確認したか不明 期間延長と1回目の決定をしたのと2回目の決定をしたのが総務課</p> <p>2 調査の概要 平成23年10月14日 苦情の申出書の受付(苦情事案22) 平成23年11月29日 千葉県知事(以下「実施機関」という。)(葛南土木事務所、海匠土木事務所)への書面による調査 平成23年12月26日 実施機関(葛南土木事務所)から調査回答書受付 平成23年12月27日 実施機関(海匠土木事務所)から調査回答書受付 平成24年 3月13日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 本事案は、実施機関が苦情を申し出たもの(以下「申出人」という。)に対して行った行政文書開示決定等に係る決定等通知書の担当課(所)欄の記載に関する苦情であると認められる。 (2) 実施機関の説明は次のとおりである。 ア 本苦情事案に係る開示請求についての事務処理は以下のとおりである。 イ 情報公開に関する事務は、実施機関(葛南土木事務所及び海匠土木事務所)においては総務課が所掌しており、総務課が、当該開示請求に係る行政文書を保有する建築宅地課に文書特定の依頼を行った。 ウ 文書特定の後、建築宅地課が開示・不開示等の検討をし、総務課が決定等通知書案文の起案から文書の発送までを行った。 エ なお、当該開示請求に係る決定等については、文書特定及び決定等通知書の決裁を行う際に、総務課及び建築宅地課において合議を行っているものである。 (3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p>
------	--

	<p>ア 申出人は、開示決定等期間延長通知書及び行政文書不開示決定通知書の「担当課（所）」欄に、「千葉県県土整備部葛南土木事務所総務課」及び「千葉県県土整備部海匝土木事務所総務課」と記載されており、行政文書開示請求に係る対象文書を保有する建築宅地課が確認をしているのか不明であると主張している。</p> <p>イ 実施機関の説明によると、総務課は苦情の申出に係る行政文書開示請求に係る対象文書の特定及び決定等について、行政文書を保有している建築宅地課に確認及び合議を行っているとのことである。</p> <p>そこで、当職において実施機関の決定等に係る決裁文書を見分したところ、総務課及び建築宅地課の合議の事実が認められた。</p> <p>ウ また、実施機関が申出人に送付した「開示決定等期間延長通知書」及び「行政文書不開示決定通知書」の「担当課（所）」欄には「千葉県県土整備部葛南土木事務所総務課」及び「千葉県県土整備部海匝土木事務所総務課」との記載が認められるが、「担当課（所）」については、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年制定）において「本庁の課・局・室等及び出先機関（以下「担当課（所）」という」とされていることから、決定等通知書の「担当課（所）」欄についても本庁の課・局・室等又は出先機関名を記載すれば足りるものである。</p> <p>エ よって、申出人の主張する事実は認められない。</p>
調査委員	伊藤さやか、渋谷茂

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 9 号
平成24年5月23日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成23年10月14日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H23) 苦情事案23：平成23年10月14日付け 対象文書の特定がされていない (受付417番分) 確認日、確認番号を記載せず、まとめて何件と記載 きちんと対象文書を特定したか不明</p> <p>2 調査の概要 平成23年10月14日 苦情の申出書の受付 平成23年11月29日 実施機関 (建築指導課) への書面による調査 平成23年12月22日 実施機関 (建築指導課) から調査回答書の受付 平成24年 5月 8日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 本事案は、苦情を申し出た者 (以下「申出人」という。) が行った開示請求に対する、実施機関の決定通知書における行政文書の件名の記載方法に関する苦情であると認められる。 (2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。 ア 本事案に係る平成23年6月15日付け受付417番の行政文書開示請求 (以下「本件請求」という。) について、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に記載された内容からは、開示請求に係る行政文書の特定が困難であったため、申出人に対して下記(ア)及び(イ)のとおり2度の補正を求め、申出人からの回答書及び下記(ウ)の確認を行った結果から、対象となる行政文書の特定を行ったものである。 (ア) 平成23年6月21日付け建第586号「行政文書開示請求に係る補正について」による補正の求め (イ) 平成23年7月19日付け建第739号「行政文書開示請求に係る補正について」による補正の求め (ウ) 平成23年7月27日の申出人の回答書提出時における確認 イ 本件請求に係る行政文書を特定したうえで内容を審査したところ、地盤種別の情報は不開示情報に該当すると判断した。 したがって、地盤種別を限定した本件請求では、特定した文書を</p>
------	---

	<p>示すことにより不開示情報を開示することとなり、特定した文書の確認日及び確認番号等は示すことができないので、「〇〇市分〇件」等と記載をしたものである。なお、記載については、各土木事務所と調整を行い、同じ記載方法とするよう統一を図ったものである。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 本事案は、本件請求に係る決定のうち、不開示決定通知書における記載方法に対するものであるが、行政文書不開示決定通知書の「開示請求に係る行政文書の件名及び内容」欄の記載について、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第3-3（9）ウ（ア）では、「特定された行政文書の件名を正確に記載する。」とされている。</p> <p>イ 開示請求に係る特定した行政文書の件名の記載にあたっては、開示請求に係る行政文書と他の行政文書の区別ができる内容を表示することにより、開示請求に係る行政文書が他の行政文書と混同することなく、特定した行政文書の範囲を明確に表示することが適切である。</p> <p>ウ 本事案の不開示決定通知書の「開示請求に係る行政文書の件名及び内容」欄には、開示請求に係る行政文書が他の行政文書と混同することなく、特定した行政文書の範囲は表示されているものと認められる。</p> <p>なお、申出人の主張するような特定した文書の確認日及び確認番号等を併せて記載することがより適切であったと考えるが、本事案の場合は、上記(2)イのとおり示すことができないという事情があることから、実施機関が、当該行政文書が市町村分で何件あるかを併せて表示したことは、妥当なものであると認められる。</p> <p>エ よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。</p>
調査委員	菅野 泰、高橋 秀典